

**【組織】**

**いじめ防止委員会** 22条

校長・教頭・生徒指導担当者・人権教育担当者  
学年主任・教育相談担当・生徒指導部員・養護教諭 等

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を依する。

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を、実効的にそして組織的に対応するために、中核となる常設の組織を設置する。

○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的にいじめ対策を行う。

**組織対応の流れ**



	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ問題対策委員会①	職員研修	いじめ問題対策委員会②		いじめ問題職員研修	いじめ問題対策委員会③
未然防止	全学年人権HR		全学年人権HR	インターネット犯罪被害防止教室	全学年人権HR	人権講演会 生徒会いじめ撲滅キャンペーン
早期発見	生徒生活実態アンケート調査		教育相談週間 生徒等いじめアンケート調査①	生徒会いじめ撲滅キャンペーン 三者懇談		教育相談週間

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修		いじめ問題対策委員会④	人権教育職員研修	いじめ問題対策委員会⑤		いじめ問題対策委員会⑥・まとめ
未然防止	全学年人権HR	保護者研修会	全学年人権HR		全学年人権HR 入学者説明会	
早期発見	生徒等いじめアンケート調査②	教育相談週間	三者懇談		生徒生活実態振り返り調査	

### 未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
  - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
  - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
  - ・生徒等の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
  - ・人権教育の充実
  - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
  - ・情報モラル教育の推進
  - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 生徒等の様子の把握
  - ・共感的生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
  - ・保護者への啓発と情報発信
  - ・地域への情報発信と関係機関との連携

### 早期発見に向け

- 情報の収集
  - ・教職員の“気付き力”を高める
    - ※ 校内職員研修の実施
    - 校外で行われる研修会への参加
  - ・生徒等、保護者、地域からの情報収集
  - ・休み時間等の校内巡視
  - ・定期的な面談による情報収集  
(生徒等・保護者)
  - ・アンケート調査の定期的な実施
    - ※ 生徒等へのアンケート調査の実施
    - 保護者へのアンケート調査の実施
- 相談体制の充実
  - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
  - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
  - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
  - ・要配慮生徒等の情報共有
  - ・申し送り事項の確認と徹底
  - ・「個人別生活カード」の活用

